

社会主義政治システムと統一戦線

——ハンガリーにおける歴史的経験から——

早
川
弘
道

序 課題と視角

- 一 戦後ハンガリーの政治過程と統一戦線
- 二 一九四九年憲法体制と統一戦線問題
- 三 現代ハンガリーの政治改革と統一戦線
- 四 改革過程の推移とペレストロイカへの問題連関

序——課題と視角

十月革命後に形成された、新たな矛盾とオルタナティヴを内包した世界構造にあって、それまでの社会主義戦略の要に位置したプロレタリア革命、あるいは労農同盟に基づく連続革命と明らかに異なる展望と変革主体についての

構想がかたちづくられ、諸試行が積み上げられることになった。その社会構造と国際環境、さらには具体的な政治的意思に規定された種々の形容句を冠した統一戦線の思想と実践がそれである。

統一戦線を、「主体論の観点から規定すれば、階級・人民および民族という三つの概念を統合し、総括する概念」であるとする影山日出彌の規定を共有する時、これら三つの主体の歴史的編成とその相関のありようを確認することが求められる。一九世紀中葉に至る資本主義世界が、国内編制と世界市場の両面において転形をみる過渡期を、一八四八年革命から一八七一年パリコミューンの時期に求め、これ以降の時代を、「貨幣資本の無国籍性」によって特徴づけられた「帝国主義世界体制としての資本主義の時代」即ち「金融資本の形態をとった貨幣資本がその循環過程において生産資本の拡大的循環過程を制圧しつつ、対外的に証券投資としての資本投資を特徴的な事態たらしめる過程であり、世界の植民地的分割Ⅱ再分割を必然化する構造Ⅱ体制」と位置づけることができる。⁽²⁾この変容の過程は、「その上郭構造が来るべき帝国主義の政治的イデオロギー装置として確立」をみ、「国家諸装置（議会制や国家官僚制）の発展とともに、政党・結社・組合・公私の社会的諸組織の展開」を伴うものであった。平田清明のいう「市民国家の資本主義国家への転回」現象である。⁽³⁾

かかる社会構造の転形に伴う社会の政治的編成の新たな内容は、体制としての社会主義への移行戦略にかかわる諸課題を提起することになった。グラムシのいう機動戦から陣地戦への構想転換、永続革命から市民的ヘゲモニーに基づく新たな社会Ⅱ国家形成への展望に、それらは端的に表現された。ヨーロッパにおける永続革命の局面で登場した南欧から中・東欧に至る民族Ⅱ国民国家の形成を指向する人民運動は、十九世紀ヨーロッパ革命の構図に現実的作用を及ぼすと同時に、二十世紀にまたがる革命戦略の転形を促すものであった。階級と民族、そして人民という三つの

カテゴリーが、明らかに種差をもって存在し、一国レヴェル及び世界レヴェルでの社会主義戦略の変容を要求していたのである。

かかる時代を背景として、社会主義への現実的移行の場合は、第一次世界大戦下のロシアに見出されるわけだが、それはゼラチン状の市民社会にあつて、前衛党Ⅱボリシェヴィキに指導された武装した労働者・農民による中央及び地域の国家権力の篡奪を要路とした機動戦によつて結着をつけられるものであつた。⁽⁴⁾しかし同時にわれわれは、ロシアにおけるこの「資本論に反する革命」(A・グラムシ)のプロセスにあつて、労農同盟に基づくヘゲモニー形成と、ひとまずこれを理論的基礎においたボリシェヴィキと社会革命党左派との政党間連携の展望を確認することができる。

全ロシア憲法制定会議とソビエト権力のコンビネーション型の探究という十月革命期のレーニン構想、さらに十月革命によるソビエト権力の複数政党制メカニズムの追求をふまえる時、階級闘争と人民闘争の連関線上に、人民的国家権力の形成における統一戦線問題の発生と原型を見出すことができる。⁽⁵⁾

戦後人民民主主義革命は、戦間期ヨーロッパ人民戦線運動やコミンテルンの体験をふまえて、反ファッショ・民族解放・民主主義回復を求める人民の統一戦線を運動基盤として成立した。しかしながら変革主体の新たな構成にもとづく社会主義への展望の多様性を内包したこのプロセスは、戦後冷戦構造の端緒的形成の下で、コミンフォルムを介在させつつソビエト型社会主義モデルの受容を基本軸として再編される道を迎えることになった。政治的・社会的関係における主要な指標として、労働者階級の前衛党の一元的創出による政治的独占現象があり、その下での戦後統一戦線の歪曲による機能転換、あるいは実質的解体による意味転換を伴う政治編成を指摘することができよう。その後の東欧社会主義体制が内包し、顕現させた矛盾とこれにもとづく危機現象を、政治的、憲法的アスペクトから観察するな

らば、この前衛党と統一戦線の位相連関を常に発見しうるのはこのことによる。⁽⁶⁾

かかる現代社会主義の成立過程に固有の問題群について、本稿ではハンガリーにおける戦後政治過程と憲法史に即して接近することを目的とする。

一 戦後ハンガリーの政治過程と統一戦線

従来、第二次大戦末期におけるハンガリーの「解放」と戦後改革、そして社会主義への道は、他の東中欧諸国に比しても紆余曲折の少い、いわば単線軌道上の進路とみなされることが通常であつたように思われる。ソ連軍による解放、反ファシズム諸政治勢力による地方人民権力の組織から中央政府の樹立へのプロセス、統一戦線勢力による権力の掌握、社共合同による単一の前衛党の創出、プロレタリア独裁の本質をもつ人民民主主義体制による社会主義建設のコースが、それである。しかし同時にこの国の戦後政治史が、戦後改革の諸矛盾と政治的・社会的闘争の存在、一九四九年憲法レジーム下にあつて、ナジの主導する《新コース》路線による一九五三年政変、下からの評議会運動と複数政党制の復活を伴う一九五六年事件、一九六〇年代以降に顕著なラディカルな経済改革を主軸とするカーダール・レジームによるレジームの形成、そして一九八〇年代に入つての改革のオルタナティブ自体をめぐつての政治闘争、社会運動の噴出という連鎖状の起伏を内包することに着目するならば、叙上の単線的・直線的史観をもつては対することのできぬ問題群を発見することができよう。⁽⁷⁾ そうしたプロブレマティクのうちでも、政治レジームと政治過程^{II}政治闘争にかかわる諸問題は、前衛党論から統一戦線論として政府形態論に至る複雑な内容を含み、ハンガリーにおける人民民主主義・社会主義の歴史的品格の再審をさえ迫るものといわなければならない。さしあたって本節以降で

統一戦線史の肖像ともいふべきものを再構成することによって、現代社会主義の改革・再編にかかわる前提的政治構造をみておくことにする。

まずは通説の時期区分に従って一九四四年から四八・四九年を、反ファッショ解放運動と戦後民主改革期と特徴づけ一括りにしてみる時、その政治過程をマジナル民族独立戦線の存在をぬきに論ずることはできない。MNFと略称されるこの統一戦線運動の形態と運動過程に内在する特質を探ることは、この国の戦後期が有した複数の社会発展戦略の存在を再確認し、現実を選択された人民民主主義から社会主義への軌道に固有の特質と矛盾を把握する手だてとなると思われる。⁹⁾

枢軸ブロックの一員として参戦したハンガリーにあって、一九四二年に「ハンガリー歴史顕彰委員会」が設立され、その水脈は、一九四四年三月の「マジナル戦線MF」へと継承される。その年末（十二月二日セグド）には反ファシズム人民運動の母体としてマジナル民族独立戦線（MNF）が組織され、「対独戦争の完遂、土地改革、大資本の国家統制、国民生活の改善、民主的外交等」を綱領的課題として、「国民委員会」運動を展開していく。これを基礎として、一九四四年十二月にはデブレツェンにおいて臨時国民議会が開催される。解放後の四五年秋には同議会の第二会期がもたれ、そこで採択された新選挙法にもとづいて十一月四日に戦後最初の総選挙が実施され、翌四六年一―二月に実質的な制憲議会の招集へと至る。同国会は一九一八年秋ばら革命による君主制廃止に遡行して共和制による統治形態を採ることを「ハンガリー国家組織法」（法令第一号）によって宣言している。複数政党制にもとづく大統領・国会・政府からなる政治システムは、しかしながら政府の権能等について必ずしも明確な法制を含むものではなかった。さらに加えて、一九一八年革命の民主的継承者としての自己確認の重要性をふまえたとしても、その時代と第二

次大戦後のそれとの史的・構造的差異を、理念と実践の面レベルでいかように自覚的に架橋するものであったかを問われる時、諸政治勢力、社会的諸潮流のそれへのイメージはきわめて多様なものがあつたと思われる。いかなる民主主義をもって、いかなる社会を展望するかという社会的・政治的オルタナティヴをめぐって、統一戦線の内外において熾烈に争われることは必定であつたといつてよい。

MNFはこの時期まで、独立小経営者党、社会民主党、スターリンの指示により戦時中解党後に再建された共産党、新たに創設された民族農民党や市民民主党からなる政党ブロックとしてあり、労働組合の参加があつたものの、実質的には国民委員会を基盤とした臨時政府の樹立を目指すものであつた。工場委員会や土地委員会、さらに民主的青年組織や婦人団体等の創設と下からの民主化運動と、かかる性格をもつ政府権力の組織化を中心とした政治闘争との相関と双方の内包する矛盾の露出、そしてそれらがもたらす社会的・政治的緊張への政治的諸力の対応によって、その後の政治過程は織りなされていくことになる。戦後ヨーロッパの再編成と、ソ連軍の管理下におかれたハンガリーの状態とが関連し合い、事態の推移はさらに複雑なものとなつていた。

一九四六年制憲議会の勢力分野は、これに先立つ総選挙で五七%の得票率を得た独立小経営者党が四〇九議席中二四五議席と過半数を制し、第二党として七〇議席の共産党が続いた。しかし六九議席で議会内第三党の社会民主党は、得票率では共産党をわずかにではあれ上回っており、民族農民党（二三議席）、市民民主党（二議席）を加えた国会全体中における共産党の比重が必ずしも高いものでなかつたことが注目される。

しかし戦後の混乱の中で、賃金Ⅱ労働問題、土地問題、食糧問題等への臨時政府の対応、とりわけ議会及び連合政府内の最大政党である独立小経営者党への大衆的压力が制憲議会後強まり、これを背景としてMNFと併行するか

たちで「左翼ブロック」の結成がなされる。左翼ブロックは、共産党、社会民主党、民族農民党の三政党と労働組合組織から成るもので、MNFを維持しつつ、その左右への分極化を計るものであった。経済の国家的統制と土地改革の擁護・完遂、行政の民主化を要求する左翼ブロックに対し、独立小経営者党は同党内右派議員の除名、対応する関連法案の成立等により歩み寄り、MNF分裂の危機は回避される。⁽¹⁰⁾

MNFの存続と左翼ブロックの併行的存在、という新たな政治的構図の下で、「マジャル民主主義」、あるいは「新しい民主主義」という戦後イメージは、⁽¹¹⁾その実像をいかに形成するかという課題に直面することになった。この時期に重なるようにしてビボー・イシュトヴァーン（民族農民党）とルカーチ・ジェルジ（共産党）との間でかわされた民主主義論争は、かかる課題に対する端的ではあれ、むしろそうであるが故に深刻な意味をもつことになった。⁽¹²⁾現状を「民主主義の危機」と把握し、近・現代ハンガリーにおける民主主義の歴史像をあらためて総括した上に立つて、「西と東」を架橋しうる第三の道をハンガリーに求めるビボーと、「民主主義の発展」の上に社会主義を確信するルカーチによるこの論争は、双方の主張を理論的にも実践的にも展開させていくだけの場と時を得ることなく、いわば未完の論争として置き去りにされることになった。

一九四七年八月の第二回総選挙において、この二人の論客を有する共産党と民族農民党が躍進し、社会民主党の微減、独立小経営者党の敗退という帰結は、これに先立つ共産党全国大会さらにコミンフォルムの結成を契機としたこの党の政策転換と連動して、統一戦線運動の第三の局面を生み出すことになった。

共産党主導下になされた社共合同による単一の労働者政党の創出は、ソビエト型政治体制に近似した政治関係をハンガリーに現出させる原基となった。諸政党の連合という性格を終始もった統一戦線は、政党間の力関係の変化を直

接受容することになり、労働者階級の指導、その保障としてのマルクス・レーニン主義前衛党の存在、これを前提とした政治システムの一環に急速に転形を強いられ、マジナル独立人民戦線MFNFに改編されることになったのである。かくてハンガリーにおける「新しい民主主義」は、三〇年代にソビエトに成立をみた「ソビエト型民主主義」へと帰着し、統一戦線の存在は、かかるレジーム下におけるハンガリーの特殊性、あるいは東欧人民民主主義革命に固有の形態を意味するにすぎないものとなった。一九四九年憲法が、一九四六年国家組織法に萌芽的に存した新しいハンガリー民主主義への探究を全面的に切断し、一九三六年ソ連憲法を意識的に範型化した「ヨーロッパ最初のプロレタリア独裁の憲法」と性格づけられたことは、けだしこの転換の正直な告白であったと評されよう。⁽¹⁴⁾

ハラス・ヨージェフはこの間の経緯について、「諸政党の連合が一九四八年以降労働者階級とその党による指導的役割を承認した民主的党派・諸団体の同盟へ」と統一戦線の質的転換がみられたとし、なおかつ一九四九年から五年の間に党の「同盟政策」において「教条主義的理解」が支配的となったために五〇年代の諸問題が発生したとの評価を行っている。⁽¹⁵⁾ハラスのこの指摘は、五〇年代ハンガリーの内包せざるをえなかった政治的矛盾を正確に掘りあてたものであった。同時にそれが、ハンガリー統一戦線史自体に内在する運動と理論の双方における全体的評価を棚上げにしたものであるが故に、一九四九年憲法体制に固有の矛盾を解析するに至っていないことも指摘されなければならない。

二 一九四九年憲法体制と統一戦線問題

ハンガリーにおけるソビエト型政治Ⅱ憲法モデルのかかる受容は、スターリン逝去後に顕著になるソ連指導部の亀

裂の表面化からスターリン個人崇拜批判への政治過程と密接に関連するかたちで、ハンガリーにおけるソビエト型社会主義建設の強行から発生した社会的・政治的矛盾とその危機的表現へと連続することになる。

危機への端緒的反応が、一九五三年ナジ政府による「新コース」の提起であった。⁽¹⁶⁾ その特質は基本的には形成されつつあったソビエト型社会主義モデルの枠組の内部改革にあったといえよう。国家Ⅱ政府と前衛党の癒着構造の是正を、主権的機関としての国会の地位の回復とその下での政府の民主的機能、このメカニズムを作動させる社会的基盤、あるいは推力として、単一政党としてのハンガリー勤労者党と社会的・階層的諸団体からなる愛国人民戦線HNFの創出が、その政治的核心に存した。かかる初発の「上からの改革」が、ラーコシ党第一書記らによる反撃により途絶されることにより、一九五六年十月のいわゆるハンガリー事件で爆発をみる下からの民衆的改革運動への伏線が敷かれる。

五三年の「小危機」が、政府機構の党中央委員会からの相対的自律性の獲得、党による政治的ヘグモニーの新統一戦線組織への分散化、集団化等経済政策の見直し等の諸レヴェルで対応されたことは、ナジ主導下の改革がきわめて端緒的なものであれ、この地に形成されつつあったソビエト型社会主義モデルの核心部を突くものとして、全面的に再評価される必要がある。しかし党内における路線闘争として浮上したナジ改革が民衆的基盤を獲得する内外の条件は、その時点で著しく制約されていた。ナジ失脚に伴う党レヴェルからする改革指向のついた状況の下で、ナジの復権を直接の政治目標として四九年体制への見直しを要求する運動として、一九五六年「事件」が発生した理由は、この点に求められよう。⁽¹⁷⁾

一九五六年「事件」を本稿の視角からみるならば、それは、統一戦線運動を基礎として端緒的に成立した四六年臨

時憲法体制と、この国においてソビエト型社会主義モデルとしてのプロレタリア独裁の樹立を認証し戦後統一戦線運動の歪曲と事実上の終焉をもたらした四九年憲法体制との間に存在した政治的・社会的矛盾が、四九年体制の下で形成された諸レヴェルにおける危機要因を契機として噴出をみた現象と規定することができると思われる。下からの自然発生的な評議会運動と治安レジームへの直接的対抗運動の圧力を受けつつ、ナジ政府が四六年憲法レジーム下の有力な諸政党の残存指導者と前衛党の改革派メンバーを軸とした連合政府の性格を短時日のうちに濃厚化させ、その下で市民的自由と複数政党制の回復、これを前提とした統一戦線の復権による政治的民主主義の実現を求め、その国家的保証としてソビエト軍の撤退とワルシャワ条約機構からの離脱による国家主権の回復を主要な政治目標とするに至った根拠も、かかる問題構成のうちに見出だす必要があるだろう。したがって、ナジ政府の主要閣僚であり、四六年臨時憲法時代に民族農民党の指導者としてその実現にあたったビボー・イシュトヴァーンが、ソビエト軍に征圧された状況下で提案した、国民的合意を秩序の回復の集約点が四六年体制への復帰とこれを基礎とした社会主義発展であるとするという構想は、まさに問題の核心を衝いたものであり、なおかつそれ故に実現性において決定的な困難を伴うものであったといわなければならないのである。

国家の危機と社会の分裂に直面し、なお戦後社会主義体制の存続を維持するために、左右の日和見主義に対する二つの戦線でのイデオロギー闘争を前提とした、相対的な文化的寛容、官僚主義的中央集権的計画経済から個人的イニシアチブを含む社会主義的市場経済へのゆるやかな転換が、カードール体制の下で追及されていく。⁽¹⁸⁾戦後体制のいわゆるカードール化が想定した政治メカニズムは、ハンガリー社会主義労働者党の一党制を基礎として、かつて第一次ナジ政権が提起した愛国人民戦線を党の指導下に再編し、その政治的地位を承認するというものであった。社会的・

経済的利害の多様性、多層性の存在することを確認し、その実現と調整のための柔軟な社会的回路として、同時にその限定されたものであれ独自の政治的回路として、愛国人民戦線はカードル体制に固有の相貌をかたちづくっていく。一九七二年憲法改正は、十月事件後のかかる新たな政治・社会構造の法的表現としてあったのである。ブルラツキーが指摘したように、五六年事件の政治的帰結はハンガリーの一九四九年憲法体制下での政治レジームの転換を導いたということができる一方、ソビエト型政治体制の原理的転換を意味するものでもなかったことを確認しておかねばならないだろう。⁽¹⁹⁾

改正憲法は、「ヨーロッパで最初のプロレタリア独裁の憲法」として成立を見た一九四九年憲法の歴史的正当性、その史的与件の妥当性を前提とした上で、その後の社会主義建設の展開を総括するものであるという基本性格を第一次的なものとしている。これをふまえた後、四九年憲法体制下で発生した諸矛盾への対応の中心に、五六年事件による国民の政治的亀裂・分裂を繕う新たな政治レジームをおいたのであった。その核心に、「社会の指導勢力」としての「労働者階級のマルクス・レーニン主義の党」（第三条）及び「社会の諸勢力を、社会主義の全面的な建設のために、政治的・経済的および文化的課題の解決のために結集させ、人民代表機関の選挙および活動に参加する」任務と機能を負った「愛国人民戦線」（第四条二項）が据えられたのであった。⁽²⁰⁾ 指導的役割を憲法的に承認された唯一の政党であるマジャル社会主義労働者党と種々の政治的・社会的・文化的組織の媒体であり、包括的な市民の結集体でもありうる愛国人民戦線が、「反革命」を全国的規模で誘引することになった五六年「改革」の悲劇を再発させないための堅固なレジームの構成環として位置づけられ、さらにこの「事件」で顕在化したハンガリー社会主義体制の構造的矛盾、それも主として経済領域に集中する問題群を克服するための戦略として定立された六八年改革を推進し、その国民的合

意を確保する機能が予定されたものといえよう。そのかぎりにおいて、五三年「新コース」が設定した全体戦略を、やがて五六年「革命」に導いた諸因子を除去した上で、ソビエト型社会主義モデルの基本的護持の線上で限定的に採り入れたものと性格づけることができる。六八年改革が、社会に存在する現実の利益の多元性を承認することに基づき、行政的指令型経済とその官僚主義的統制の改変を試みる方向において、党による国家と社会の全体的指導¹¹統制を補完・強化することを前途とした政治改革に限定されることになったのも、かかる脈絡において理解されよう。ここにいわゆる「カーダリズム」の特質を発見することができる。

三 現代ハンガリーの政治改革と統一戦線

こうした経済改革の先行と文化の相対的寛容を特徴とするカーダール体制にあつて、この新たな社会的・政治的枠組の内部に系統的に生みだされるインフレーションの進行や社会的較差の拡大等による諸矛盾、及びこの新レジームと一九四九年体制¹²ソビエト型社会主義モデルとの間に生ずる摩擦とが多重化し、さらに一九七〇年代の二次にわたるオイル・ショックを含む世界経済の構造的変動との緊張関係がかぶさることにより、一九八〇年代のハンガリーは、新たな構造的危機の時代に突入することになるのである。⁽²¹⁾一九八二年の憲法・選挙法改正に表現される愛国人民戦線の社会的・政治的地位の相対的上昇は、指導的前衛党の権威と政策能力の低下とあいまって、一党制下の政治レジームに固有のかたちで顕在化していく。⁽²²⁾「改革の改革」、あるいは「改革のバーゲン」と評される社会状況にあつて、ポジユガイ・イムレ書記長の指導下に、愛国人民戦線は独自の社会改革戦略を公然と模索するようになる。一九八七年『経済評論』六月号誌上において『転換と改革』と題された文書及びこれへの党中央委員会付置経済作業委員会報告書、

六名の識者による個人的コメントが公表されることにより、改革論争は党レヴェルでのそれから一氣に社会的公開を伴ったレヴェルに移行することになったのである。⁽²³⁾ 盛田常夫の論稿によれば、『転換と改革』文書は前年秋に大蔵省金融経済研究所における現状分析をふまえて同研究所外から三〇名前後の協力者を得て原文書が作成された後、愛国人民戦線社会政策評議会に対する報告書としてとりまとめられた。⁽²⁴⁾ 一九八七年一月末に同評議会に付託されると共に、党中央委員会、政府閣僚会議にも送付され、その内容評価と取り扱いについて政治局で検討された。ハヴァシ政治局員を責任者とする経済作業委員会での審議に委ねられた後、同委員会の総括報告書が、著名な改革派経済学者として知られ科学アカデミー総裁の任にあるベレント・Ｔ・イワン、元政治局員でやはり改革派経済学者の中心にあるニエルシュ・レジュー、前価格庁長官で社会主義市場論の専門家チュコシナジを含む八名によって作成されたのである。

一九八〇年代のハンガリーを「危機」状態にあるとする基本認識にもとづく『転換と改革』文書についての全体的検討は他の機会にゆずり、ここではさしあたつてその政治改革構想を統一戦線論との関連でみておく必要がある。『転換と改革』文書における現状分析の基本認識は、一九六八年経済改革体制が、それ自身のうちに「構造的危機の基礎」を内包したものであり、八〇年代の「改革の第二段階」さらに「新段階」もまた調整の域を越えず、結局経済改革実施にかかわる「制度的危機」を発現させ、国内産業及びセフ（コメコン）における市場調整的諸関係を発達させえなかったことから、投資停滞と対外債務増大に帰結し、経済構造のみならず政治的レヴェルをも包括する「構造的危機」を招来することになったというものである。六八年体制が内包した危機要因とは、この改革構想・政策が六八年以前の政治と経済の連関様式を本質的に改変することなく、指導的前衛党と政府の関係を温存することにより、経済・社会管理の合理的組織化とその社会的コントロールの方向を閉鎖するところにあった。したがって六八年体制の調整

や修正による危機への全体的対応は不可能であり、社会主義市場経済を包括的に創出しうる経済政策への大胆な転換を、六八年体制自身が内包した政治と経済のブレイクのメカニズムを解体することによって実現することが導かれる。そのために金融財政政策を軸とした市場経済化と、これを実現しかつ政府非介入のもとでこれを統御しうる政治レジーム、行政メカニズムが求められる。公衆に政治的自由を保障し現実の政治的平等を確保する民主化、決定の独占を排除した諸管理体、自治体、利害代表機関への権限委譲による分権化の構想が、その内容をなす。かかる企図を有する政治改革のプログラムとして、(一)唯一の政党であるマジャル社会主義労働者党自体の改革を、党と国家、さらに利益代表機関の間の組織的及び人的分離、党管理指導機関への選挙機関・利益代表組織の優位、党内における意見グループ結成の自由と少数意見の保障による複数の異なった政治的見解の存在許容によって実現すること、(二)複数立候補制に基づく選挙時のプログラムを土台とした国会内政策・意見集団の形成の自由を保障すること、(三)市場機能を制限する行政的管理を除去し、貨幣的手段を用いて経済構造の改革を行うことが柱とされる。そしてそれらは、自律的社会団体・経済組織の独立した権限の保障と自由な結社の権利の保障、従来の体制下で発生し、あるいは市場体制で出来する可能性のある社会的平等の解消と弱者の保護のための社会政策の実施、情報の全体的公開を主とする社会的公開性の実現によって裏うちされるものとし、こうしたラディカルな改革を、大衆の支持を基盤とすべく職場改革委員会の設置等、下からの改革運動に根ざしたものとすることが提言される。²⁵⁾

以上の主張が含意するものは、六八年改革体制の破綻が、経済改革の不徹底性によるものと捉えると同時にこの不徹底性の根拠を戦後ハンガリーの社会主義体制の全構造に由来したものとする点に集約されよう。愛国人民戦線は、そうした体制の内在的危機の表出としてあった一九五三年の「小危機」と一九五六年の本格的「危機」への対応とし

て登場した、包括的な大衆基盤を有する政治組織であった。しかし同時にこの組織が、ソビエト型政治・社会モデルの基本的枠組を一党制の下に維持することを前提とした構造的改良のための、上から統一戦線という特質を有するものであったことを再確認する必要がある。かかる統一戦線組織が、六八年体制の下で温存された政治レジーム内において、党の指導性と政権担当能力の相対的ではあるが急速な後退と社会的・国家的危機の顕著な進行という現実状況のなかで、改革体制での政治的地位の現実的上昇を背景として、前衛党に社会的影響力を加圧し、さらにこれと併存する政治的実力集団に変貌してきたことを示しているといえよう。

党の側からの直接的対応として公表されたブレンドらの報告書⁽²⁶⁾が、『転換と改革』文書の意図が熟考に値するものであり、その現状分析と認識を共有すること（全体的危機の承認）、改革構想の基調を承認することを表明したことは、八〇年代危機の深刻さを物語るとともに、この国の政治的メカニズムの奥深い地点での劇的な変動を表現するものであった。他方こうした党の対応が、党・国家関係の本質的改革の必要性を認めると同時に、「党なしでも改革構想が存在しうるが、党なしでは改革過程は存在しない」との結語に端的に表明された、社会主義前衛党モデルを固守する最後の一線を譲れぬものとしていたことに注目しておきたい。現実の状況変化の下で、愛国人民戦線の相対的に自律した社会的・政治的地位を認容しつつ、前衛党の指導的役割を核心とするソビエト型社会主義的民主主義モデルをぎりぎりの所で維持することが、含意されていることをみることができよう。

ひるがえって『転換と改革』文書が提示された時期（一九八七年一月）に接して、セゲドにおいて開催された党理論会議は、その基調において社会主義の下でのブルールイズムの存在を承認した上で、これを政治的権力をめぐる領域の外部に限定するものとした。⁽²⁷⁾一九八五年春の第一三回党大会が提起した改革の深化とその実現目標としての「新し

い社会主義像」の探求という課題に應える理論化作業なのであったが、ソ連のペレストロイカが後に表明する社会主義ブルーリズム論(世論の多元性の承認)に先立つ理論モデルとしての画期性を認めうると同時に、ハンガリーの政治・社会過程の現実とは、既にこの時期にあって政治的領野における党と統一戦線の二元化が深く進行していたことを確認しておかねばならないであろう。⁽²⁸⁾

四 改革過程の推移とペロストロイカへの問題連関

これまでみたようにハンガリーにおける改革は、六八年改革体制の批判的総括と、潜在的にはあれそれとの関連における戦後社会主義体制そのものの再審への連動性を人々の前に提示することになった。なおかつかかる道程は、理論上の争点の背後に明確なたちでの政治的諸力の変動と再編を伴うものであったことに注目しなければならない。そのような理論と運動の諸争点⁽²⁵⁾が、絡み合いつつ競合するかたちで進展し、指導的前衛党のレヴェルで集約的に表現をみたのが、一九八八年五月に開催された党全国協議会であった。当初その年の秋に、少なくともソ連共産党第一九回全連邦協議会以降に予定されたこの協議会が五月に開催されたことは、直面する危機の深刻度を物語るとともに、根本的改革をめぐる政治状況の深化をあらわしている。この時期までに『転換と改革』をめぐる愛国人民戦線のイニシアチヴの伸長、有力党員をも含むドナウ・サークル等、政治・社会改革、環境問題にかかわる非公式集団の活発な運動、税制導入・インフレーション昂進・対外債務累積等による経済的危機の深化等の諸要因により、党指導部・政府内における人事移動と改革の質と速度にかかわる力関係の変化が確認できる。グロース政治局員Ⅱブダペシュト党第一書記の首相就任、ベレツ書記局員の政治局入り、ハバシ政治局員のブダペシュト党第一書記への転出等、事態

は、根本的改革に向けてベクトルが一方的に変化しているとは評しがたいものがあり、党大会後の自由主義・民族主義に対するイデオロギー闘争や五月党協議会に先立つ改革派有力党員の除名という事実も考慮する必要がある。しかし党主導によらず提起された愛国人民戦線のオールタナティブ文書が、党中央委附属機関によるものであれ、その全体的肯定の評価を得た上で公表され、そのことへの直接の批判的攻勢が党により組織されなかったことをみるならば、党協議会の早期開催は、一九八七年以降の根本的改革を要求する力に、直接・間接に促進された結果とみてよいように思われる。そしてこのような評価は、党協議会に向けてのテーゼ案をめぐる「春の討議」と最終的に採択された文書の比較検討、とりわけ政治改革の展望及び統一戦線評価に関する異同、及び党協議会が予定していなかったといわれる大幅な人事移動の内容を吟味することによって一層明確なものとなろう。

党協議会テーゼ案は三月二三日・二四日の党中央委員会総会で決定され、一週間後に公表されている。テーゼ案は党と国家の分離を主題としつつも、政治システムの項においては、従来通り党を別格においた上で、労働組合・「主要な力」と位置づけられた愛国人民戦線・青年同盟の順に機械的に序列するものであった。⁽³⁰⁾これに対して党協議会採択の文書は、「党の指導的役割」を前段で明記した上で、労働組合に続く愛国人民戦線を「社会主義的ブルーリズムの主要な制度」との性格規定を行ったのである。⁽³¹⁾一党制下における統一戦線の枠組を基本的に維持することを条件として、政治的メカニズムにおける多元性を実質的に承認したこの党協議会テーゼが、八七年セグド会議で示された社会主義的ブルーリズム論を、決定的な地点で越え出たことを知る必要がある。 「指導的役割を堅持しようとする前衛党とこのレジームの下にありつつも社会的オールタナティブを独自に担いうる大衆的社会勢力に成長した愛国人民戦線の併存が、党自身の政治改革プログラムに鮮明に位置づけられることになったのである。もとより政党組織とし

て実態をもたない愛国人民戦線の政治組織化には、単純にマルクス・レーニン主義政党と競合する複数政党化現象を讀みとすることはできない。党や労働組合、地方評議会をも含む社会的・政治的諸組織の結合体が一気に政党化しうる組織構造ではありえず、むしろ統一戦線内に多様な利害や意思に根ざした種々の政治集団を涵養することになるとみえる方が自然と思われる。しかしかかる政治的・社会的領域にまたがる社会の多元的構造の認知は、およそ戦後社会主義体制に確認しうる前衛党と統一戦線にかかわる政治レジームを、明瞭に転換させる意味を有することが特筆されるべきであろう。

五月党協議会は党と国家の分離原則の上に立つて、人民権力の内実を確保するべく憲法裁判所及び行政裁判所の新設を含む政治・法体制の改革とそのため現憲法の改正を提起した。ポジュガイ発言が端的に表明した、社会主義的法治国家及び社会主義的ブルーリズムに基づく「民主主義的な社会主義の建設」が、『転換と改革』の基調音に明確に連なるものであり、党自体のうちにかかるラディカルな改革派の潮流が公然と登場したことを意味していた。⁽³²⁾そのことは、党協議会において、突然のしかも大幅な新人事が敢行されたことによっても推量されるところである。五六年事件の收拾者であり六八年体制の指導者としてあったカーダール書記長の退陣とグロース首相による書記長兼任、ポジュガイ愛国人民戦線書記長の政治局員新任、六八年改革の枢要を担いながら七〇年代反動後政治的地位を退いていたニエルシュ・レジェーの政治局員復権は、まさに五月政変と評されてよく、改革に向けての政治的力関係の変動を明示するものであった。中央委員会・政治局の大幅な交替は、危機への対応と政治体制の民主化をめぐる路線をめぐる新たな対抗軸を発生させることになった。社会主義的ブルーリズムの内容をテーゼという政治メカニズムに固定し基本的に戦後政治体制を維持し続けるのか、それ自体のトータルな改変をも射程に入れ、社会主義的ブルーリ

ズムの一層の拡大・展開をもつてのぞむのかという分界線が形成されることは必定であつた。その政治的含意が、複数政党制への移行及び党の指導的役割の再審を核心とすることになるのはいうまでもないことである。しかもそれは、真の人民権力の実現と社会主義的法治国家の創造の基礎をなす新憲法に、いかなる内容を盛りこむかという全国民的検討と折り重なるプロセスにおいてのものであり、『転換と改革』が端緒的に示した社会的オールタナティブの探求に基づく危機への現実的対応を伴わねばならぬ性格をもつものである。

かくしてハンガリーにおける改革の挫折と新たな体制改革への模索は、この地の戦後史が、一九四九年憲法体制として出発し、変転の中で存続してきた政治体制の根幹部に深くかわかることになった。それ故、政党ブロックとしての性格を濃厚にした戦後統一戦線が最初期に創出した一九四六年国家組織法体制へのポジティブな再評価、統一戦線の変容・歪曲と一九四九年憲法体制への帰結に関する批判的総括、愛国人民戦線を生み出した一九五三年と五六年危機の再審、カーダール・レジームの歴史的評価を不可避とし、戦後人民民主主義革命とそのソビエト型社会主義モデルへの転形過程において、各国で多様な運命を辿ることになった統一戦線と政党制を見直すことを強いることになろう。

そのことは、政党制と権力問題について、複雑かつ豊富な事象を含んだ十月革命と一九一八年ソビエト・ロシア憲法体制、さらに二〇年代に歴史的に発生した共産党一党制システムとこれを認証した一九三六年憲法体制について、ソビエト史と国際共産主義運動史に即した再吟味に連なると思われる。三〇年代に形成され展開をみたソビエト社会主義体制の構造的転換を射程においたペレストロイカの下で、二〇年代社会の再評価とならんで東欧人民民主主義革命の経験や五六年ハンガリー事件への見直しが生まれてきていることは、けっして偶然のことではない。とりわけ革

命としてのペレストロイカが、政治改革を正面から課題とした時期に、ソ連各地において人民戦線運動が政治過程の表層に登場したことは、ハンガリーでの統一戦線運動を基盤としたラディカルな下からの政治変動を想起する時、事態と条件の同一視を排除するならば、実に重要な問題を提起しているといわなければならないまい。民主主義的社会主义像を結節とするに至ったハンガリーにおける改革の深化と、民族問題をも媒介としたペレストロイカの下での統一戦線運動の種差を解析しうる時、社会主义の下での法と政治についての新たな実像を抽出することが可能になるように思われる。

- (1) 影山日出彌『国家イデオロギー論』（青木書店・一九七三年）一五八頁。
- (2) 平田清明・山田鋭夫・八木紀一郎編『現代市民社会の旋回』（昭和堂・一九八七年）二〇頁。
- (3) 同右 三一頁。
- (4) 『グラムシ選集』第一卷一七一頁以下及び第五卷（合同出版）一四五頁以下を参照のこと。
- (5) 早川弘道「全ロシア憲法制定議会の終焉」（『思想』第六〇六号）を見よ。
- (6) 現存社会主义の政治体制について、早川弘道「現存社会主义における政党制の諸問題」（藤田勇編『権威的秩序と国家』東京大学出版会・一九八七年所収）及び稲子恒夫「社会主义憲法と政治システム」（名大『法政論集』第一〇九号）を参照されたい。
- (7) かかる通説に対して、ハンガリー現代史学は事実の掘り起こし作業を通じて異論を提示しつつある。なかでもサボール・バーレントの以下の二著が注目される。Szabó Bálint, *Népi demokrácia és forradalom elmélet, Kossuth Könyvtárad, 1974, és Új szakasz az MDP politikájában 1953-1954, Kossuth Könyvtárad, 1984.*
- (8) 早川弘道「ハンガリー十月事件と憲法問題」（早稲田大学『比較法学』第一九卷二号）六一十頁を見よ。

- (9) 南塚信吾「東欧における人民民主主義概念の変遷(1)(2)——ハンガリーを中心に」(『共産主義と国際政治』第五巻一
号・六巻一号一九八〇・八一年)は、この問題を解明した先駆的労作として評価されよう。
- (10) 以上のごとく A Magyar Front, Kossuth Könyvtiadó, 1984, A Magyar Népfrent története dokumentumok
1935-1976, Kossuth, 1977, 及び鹿島正裕『ハンガリー現代史』(亜紀書房・一九七九年)を参照。
- (11) 前掲南塚論文を参照。
- (12) Lásd Vita demokráciánk válságáról 《Valóság》 1946 jan.-febr., 86-103 old.
- (13) 前掲早川論文「現存社会主義における政党制の諸問題」F. Feher, A. Heller and G. Márkus, Dictatorship
Over Needs, Basil Blackwell, 1983. (邦訳『欲求に対する独裁』富田武訳・岩波書店)を見よ。
- (14) 前掲早川論文「十月事件と憲法問題」を見よ。
- (15) See J. Halász, The Patriotic People's Front Movement in the Political System of Hungarian Society 《Acta
Juridica》 T. XV. F. 3-4, 1973.
- (16) Lásd Szabó Bálint, Népi demokrácia és forradalom elmélet, és Új szakasz az MDF politikájában 1953-1954.
- (17) 前掲早川論文「十月事件と憲法問題」を参照されたい。
- (18) カーターリズムについて、早川弘道「日常生活の民主主義か、永続的危機か——ルカーチ民主主義論への覚え書」
『世界文学』第六五号) 一一八—一二〇頁を見よ。
- (19) См. Ф. М. Бурацкий, Ленин, Государство, Политика, Москва, 1970, стр. 139, なお前掲早川論文「十月事件と憲法問
題」八一—九頁を見よ。
- (20) Lásd A Magyar Népkoztársaság Alkotmánya, Kossuth, 1982, 7 old.
- (21) 平泉公雄「ハンガリー経済改革の第3段階」(『アジア経済』第二六巻八号)を参照。
- (22) 早川弘道「ハンガリー憲法評議会法と政治改革の道程」(『社会主義法研究年報』第八号)を参照されたい。
- (23) Lásd Közgazdasági Szemle 1987. úniús. なお『転換と改革』文書をめぐる経緯及びその内容分析として、盛田
常夫氏の労作「ハンガリー経済改革のゆくえ」(『経済評論』一九八七年二月号・一九八八年一月号)を参照されたい。

- (24) 前掲盛田論文、『経済評論』一九八七年十一月号を見よ。
- (25) Lásd Közgazdasági Szemle, 1987 június.
- (26) Ugyanott.
- (27) Lásd Berecs János, A szocializmus valósága és fejlődése Magyarországon (A szocializmus fejlődésének időszertü kérdései hazánkban) Kossuth Könyvkiadó, 1987.
- (28) 周知のようにソ連共産党第十九回全連邦協議会は「意見の複数主義」を確認したが、それは右の一九八七年セゲド会議における「政治権力を除く領域における複数主義」論に連続するものとして興味深い対応をなしている。
- (29) Lásd A Magyar Szocialista Munkáspárt Országos Értekezletének Jegyzőkönyve, 1988, Kossuth Könyvkiadó.
- ソ連共産党第十九回協議会に先立って開かれた五月全国党協議会は、経済改革の停滞状況を打破する主要な方途としてラディカルな政治・法改革を求めた。憲法と綱領の新たな構想提示は、党指導部の大幅交替を伴ったことが注目される。
- (30) Lásd A Magyar Szocialista Munkáspárt Országos Értekezletének állásfoglalása (Tervezet) és A Magyar szocialista Munkáspárt országos értekezletének állásfoglalása a párt feladatairól, a politikai intézményrendszer fejlesztéséről (A MSZMP országos értekezletének jegyzőkönyve)
- (31) Ugyanott.
- (32) 当時マジャル愛国戦線議長であったボジュガイ・イムレ Pozsgay Imre の同協議での発言は、ペレストロイカにかかわるゴルバチョフ戦略に言及しつつ、民主的な法治国家を土台とする「民主主義的な社会主義」の建設を呼びかけるものであった。同発言のほぼ全文を掲載した愛国人民戦線機関紙マジャル・ネムゼット (Magyar Nemzet) に対し、党紙ネープサバチャーク (Nepszabadság) は、民主主義的社会主義構想のくだりを削除していたことが注目される。

〔追記〕

本稿は文部省科学研究費総合研究A「ソ連における改革の進行と法の再編」(一九八七年—八八年・代表稲子恒夫名古

屋大学教授)における研究総括の一部である。したがって主題の対象時期は、一九八八年五月マジャル社会主義労働者党全国協議会の時点までをカバーするものとなっている。共同研究においては、合宿研究会等における個別報告として、さらにこの時期以降の状況について、「ハンガリー五月政変と政治改革の動向」(一九八八年七月)、「ハンガリーにおける改革と法」(同年十二月)、「ハンガリー一九八九年春／危機と改革」(一九八九年四月)、「ハンガリーにおける民主的過渡期構想」(同年七月)を発表したが、これらのとりまとめについては別稿によるものとする。ちなみに拙稿「ハンガリーの憲法改正／平和的・民主的過渡期の憲法」(『法律時報』一九九〇年三月号)が、右の作業の一環としてあった。

周知のように一九八九年秋以降の東欧諸国における社会的・政治的変動は、きわめて激しく奥深いものがあつた。この地域に戦後存立した「社会主義政治システム」は、連鎖状の市民革命により打撃を蒙り、多くの国で「共産党の指導的役割」を規定した憲法条項の削除がなされ、一九九〇年夏までの総選挙を通じて、その「民主化」が試みられていった。この渦中から創成されようとしている新たな政治体制は、いまだ不定形であるといわざるをえないが、法治主義・立憲主義・議院主義というこれまで社会主義法の理論的・制度的枠組からは批判的に対応されてきた諸価値の再評価と復権を伴う点で共通するものが認められる、従来の《党の指導的役割Ⅱ一党制》レジームから政治的複数主義に立脚したそれへの転換として、政治・法構造の変移過程が特質づけられよう。東中欧社会主義にかつて断続的ではあるが継起的に表出した「改革」の諸局面に、「統一戦線」の再評価と政治システムへの再定位を伴うという特質を確認しうるとするならば、現在進行する社会主義政治システムの「民主化」は、前衛政党を扇の要とした政党ブロックに社会諸団体さらに地方自治組織をさえ加えたこれまでの「統一戦線」そのものを、既存体制の構成環として拒否し、あるいははるか後景に退けるものであった。諸国において短時日のうちに形成された「フォーラム運動」が、従来の「統一戦線」と明らかに異なる組織形態と運動原理を内包していたことを確認する必要がある。

前衛党の相対化と統一戦線の化石化という二重の政治現象が、《党の指導的役割》レジームの廃止と直接関連することはいうまでもないことであるが、そうであるが故に、東中欧の市民革命が「民主化」の対象とした既存政治システムの歴史的・社会的特質と、そこにおける「統一戦線」の浮沈現象の意味が問われる必要がある。筆者は、この地域における対抗社会の基層形成と一九八〇年代におけるその社会諸過程への種々の表出にこそ、右の事象を解く鍵が存在するという

仮説を有するものであるが、一九八〇年代のハンガリーにおける政治過程の検証は、その根拠をより説得的に示すものと思われる。

本稿で言及した一九八八年五月マジャル社会主義労働者党全国協議会は、既存社会主義モデルからの円滑な離陸を、《党の指導的役割》レジーム下での統一戦線組織（愛国人民戦線）の相対的自律化により得られる推力に求め、一党制構造の内部に事実としての政治的複数主義化を容認するものであった。新しい社会主義像としての民主主義的社会主義に向けて、これに接続しうる憲法体制の改革が不可避であることを認め、これを国民的合意の形成の裡に実現するべく、結社法制の転換が党全国協議会后に企図された。同年八月の結社法案の公表から一九八九年一月国会における同法採択へのプロセスは、きたるべき憲法体制における政治的複数主義と党内民主主義の在りようをめぐる社会主義労働者党内の激烈な論争と潮流分化と重なり、ラディカルな改革を指向する愛国人民戦線指導部の政治的比重を高めることになった。一九五六年の悲劇を繰り返すことなく、改革を遂行しようとする了解が拡大するなかで、改革をめぐる政治過程の合力点には、前衛党にかわつて愛国人民戦線が事実上位置する状況が生まれていった。九〇年総選挙後政権党となったマジャル民主フォーラムの生成が、かかる愛国人民戦線の政治的ヘゲモニー勢力化のプロセスと不可分のものであったことはよく知られているところである。

同時に前衛党の綱領的目的を承認しこれを実現するための大衆的組織としての愛国人民戦線の本質が、かかる政治・社会過程における政治システム上の機能転換という事実とどこまで整合性を保持しうるか、このことが状況の転移を通じて問われ続けることになるのは必定であった。権威を失墜させた前衛党に代行する指導的政治勢力に転化するか、人民戦線の内外に形成されつつあった種々の政治集団相互間の連携と調整のための受け皿となるか、右の二つの可能性を両極におきつつ、さらにその中間形態には、愛国人民戦線自体が一つの国民政党に転生する道もありえた。

結果として一九八九年から九〇年の政治過程は、右のヴァリアントを経めぐることを愛国人民戦線に強制しつつ、最終的にこの政治的・社会団体のポテンシャルを汲み尽くしてしまうことになった。改革の推力としての統一戦線は、ひとまずその政治的生命を終焉させたかのようである。ハンガリーにおけるソビエト型政治システムの改良からラディカルな改革への軌道の転轍において、愛国人民戦線の政治的消長は実に劇的なものがあつた。それがスターリン主義的旧社会体制

からの訣別に際して果たした平和的助産婦としての役割を評価し、確定する作業が、これまでの体制の歴史的解明と新たな社会形成をめぐる諸問題の検討に際してさえも不可欠であることを再確認しておきたい。

最後に、一九八九年東欧市民革命、とりわけ本稿が対象としたハンガリーの政治的・社会的変動について分析を試みたこの間の主要な著作を一瞥しておきたいと思う。

(1)堀林巧著『ハンガリーにおける改革の軌跡——経済分権化から政治的多元化へ（一九六八―一九八七年）——』（金沢大学経済学部研究叢書5・一九九〇年三月）

(2)南塚信吾著『ハンガリーの改革——民族的伝統と「第三の道」』（彩流社・叢書東欧3・一九九〇年四月）

(3)盛田常夫著『ハンガリー改革史』（日本評論社・一九九〇年六月）

(4)家田修「ハンガリー政治改革の軌跡と現状」(一)(七)『「未来」第二八二―四・二八六―七・二八九・二九一各号／一九九〇年三月―十二月）

(5)Ejmenr Hankiss, *East European Alternatives*, Clarendon Press・Oxford, 1990

(6)Janina Frentzel-Zagorska, *Civil Society in Poland and Hungary*, Soviet Studies, vol.42 no.4 1990. 759-777

(7)早川弘道「ハンガリーにおける憲法改正（一九八九年）——民主的・平和的過渡期の憲法」及び平泉公雄訳「ハンガリー共和国憲法」(『法律時報』第六二巻三号・一九九〇年三月）

(1)～(3)は、いずれもハンガリー現代史を綿密に跡づけるなかでその改革の諸相をそれぞれの概念枠組によってトータルに把握することを試みた労作である。堀林氏は一九六八年経済改革論を土台としたモチーフにより、南塚氏はハンガリー近代史への射程を礎石としたその歴史像により、また盛田氏にあっては「東欧型社会主義」の経済構造分析により、一九八九年改革に焦点をあわせ、そのプロセスを豊富な原資料によって解明するものであった。また(4)家田論文は、「東欧民主化」をたんにドミノ論やゴルバチョフ・ペロストロイカ論の一環としてのみ位置づける動向を批判し、「東欧民主化を内在的に検証しておくこと」、「今回の一見して『急激』とも受け止められうる一連の変動も、実は日常の変化の積み重ねの上にもたらされた大きなうねりの帰結であり、変動の前段階を見極めることなしには『急激な』変化の歴史評価は不可能である」ことを強調した上で、主として一九八〇年代政治改革を論じている。筆者はこの家田氏の主張に完全に同意

するものであり、(7)の憲法論をはじめ若干の東欧市民革命分析をかかる観点から既におし進めつつある(例えば拙稿「東欧情勢の急転と展望」／『現代と教育』第一四号・一九九〇年六月)。さらに(5)・(6)は、ハンガリーにおける変動を、「第二社会」論、「市民社会」論視角から分析し、その社会的オルタナティブの形成を考察したものである。かかる方法は、筆者がかつて発表した諸論稿(「ヘゲデューシユの『社会的支配』概念——東欧社会主義分析の一回路」／『早稲田法学』第六一卷三・四号・一九八七年、「現在社会主義社会における政党制の諸問題」藤田勇編『権威的秩序と国家』所収・一九八七年東京大学出版会等)における仮説と共鳴し合い、東欧市民革命分析に際して鍵となる視座と思われる。

右に挙げた諸文献以外に、加藤哲郎著『東欧革命と社会主義』(花伝社・一九九〇年、本書への筆者の評として『窓』第四号を参照)をはじめ研究者・ジャーナリスト等による現代「東欧」分析として検討すべき文献も多々あり、ハンガリー―本国やソ連における分析がまずもって検討の対象とされるべきは言を要しない。「統一戦線史」の理論的総括が、一九八九年の変革過程の全体的分析によって与えられるであろうことを記してひとまず筆を擱くことにしたい。

(一九九一年二月)